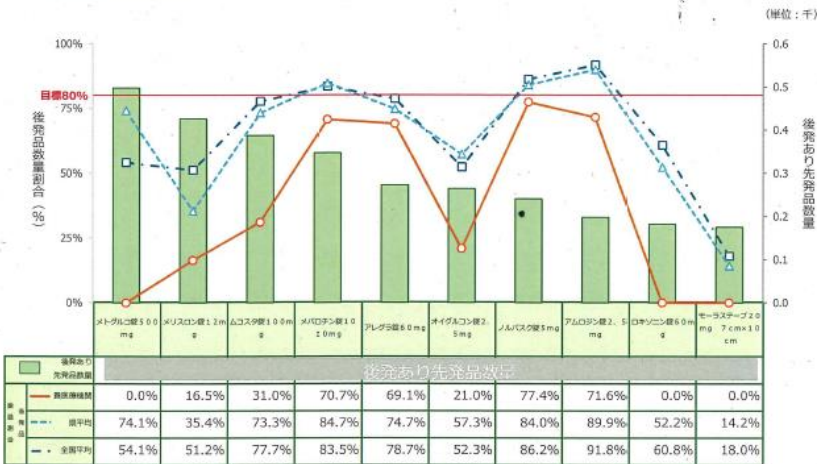


5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
 国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※後発のある先発品を数量の多い順に最大10品目掲載しています。
 後発医薬品の有無判定において、効能効果・用法用量の違いは考慮していません。

医薬品・医療機器等の安全性に関する重要な情報をタイムリーに！

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構では、医薬品・医療機器等の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、タイムリーにその情報を配信するメールサービスを行っています。
 このサービスに登録いただくことで、重要な情報を直ちに入手することができ、保健衛生上の危害発生の予防や防止に役立てることができます。



<主な配信内容>

- 緊急安全性情報・安全性速報
- 医薬品リスク管理計画 (RMP)
- 使用上の注意の改定指示通知
- 適正使用等に関するお知らせ
- 回収情報 (クラスⅠ・クラスⅡ)
- 医薬品に関する評価中のリスク等情報 など

下記のキーワードで検索できます！

PMDAメディナビ

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

※「PMDA」は独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の略称です。

ジェネリック医薬品に関するお知らせ (院内版)

～貴医療機関の処方状況について～

医療機関住所
 医療機関名

全国健康保険協会 愛知支部

〒450-6363
 名古屋市中区区名駅1-1-1
 JPタワー名古屋23階
 TEL: 052-856-1490

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への処方状況

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



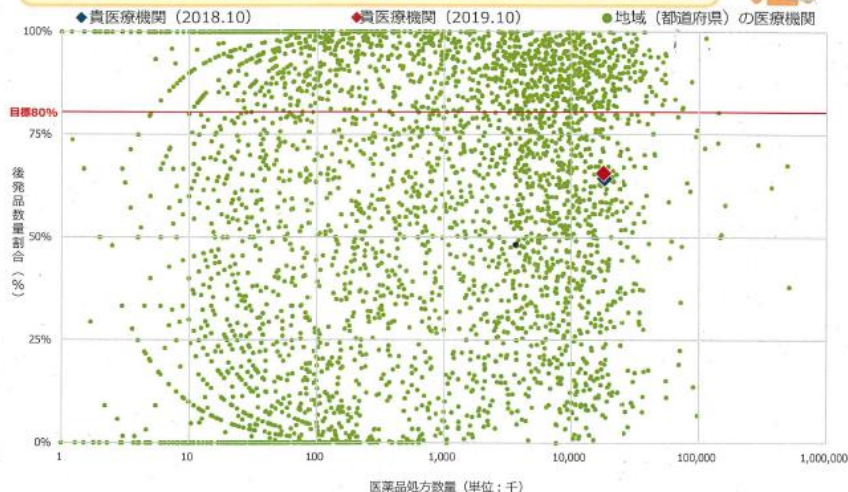
	医療機関名	院内処方		
		貴医療機関	二次医療圏平均	県平均
人数	貴医療機関にて受診した協会けんぽの加入者数	人	215 人	192 人
	後発品を処方した加入者数	人	52 人	50 人
	後発品を処方した加入者割合	%	24.1 %	26.0 %
数量	貴医療機関の処方数量		7,568	6,625
	後発品のある先発医薬品の処方数量		1,966	1,577
	後発品の処方数量		3,032	2,700
	後発品数量割合	%	60.7 %	63.1 %
金額	貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	円	959,878 円	913,628 円
	後発品の薬剤金額 (10割)	円	83,642 円	80,295 円
	後発品金額割合 (10割)	%	8.7 %	8.8 %

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 令和元年10月診療分の医師レセプトにもとづいて作成しています。

※入院 (DPC含む) レセプトが存在する場合は、入院と入院外を集計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

2.後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ

「後発品数量割合（縦軸）」と「医薬品処方数量（横軸）」をもとに貴医療機関の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、後発品の使用促進にご協力をお願いします。



3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合

貴医療機関で「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



4.貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※円の大きさ = 後発あり先発品数量 + 後発品数量

ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗末なものを使っているのでは？

万が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪い影響を及ぼすこともあり得るでしょう。

しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等であるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。

また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議 (ICH) の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。



※PMDAのホームページにて原薬登録簿 (MF) が公開されています。

厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ~ジェネリック医薬品Q&A~」より